



中国における独占禁止案件に関する民事訴訟

中国独占禁止法が2008年8月1日に施行されて以来、個人や中小企業が、新法の適用がどこまで及ぶかを試そうと積極的に民事訴訟を提起している。巨大企業に対する同法50条に基づく民事訴訟の提起が続発しており、判決に至った事例はまだ見られないものの、裁判所が多くの訴訟を受審しているという事実は、原告が少なくとも請求を基礎付ける事実を疎明していることを示唆している。独占的行為に対する法執行がどのようになされ、それがビジネスの現場にどのような影響を与えるかを見極めるには、今後の更なる検討が必要である。

独占禁止法第50条の導入

独占禁止法の施行前は、独占的行為に対する民事訴訟は、不当な契約、契約法における強行法規違反、または不正競争防止法違反といった限られた根拠に基づいてのみ提起が可能であった。

独占禁止法第50条は、個人および法人が、独占禁止法に反する独占的行為を行った事業者に対して、損害賠償を求める民事訴訟を提起することを認めた。

独占禁止法第3条の定義によると、「独占的行為」には、独占的協定、市場支配的地位の濫用、および競争を排除もしくは制限する（またはその恐れのある）企業結合が含まれる。これら三種類の独占的行為のうち、現在のところ民事訴訟の根拠として最もよく見られるのは、市場支配的地位の濫用である。市場支配的地位の濫用は、独占禁止法第17条によれば、以下の行為を含むと規定されている。

- 不当に高い価格で商品を販売し、または不当に低い価格で商品を購入すること。
- 正当な理由なく、「略奪的価格」で商品を販売すること。
- 正当な理由なく、取引を拒絶すること。
- 正当な理由なく、排他的な取引を要求すること。
- 正当な理由なく、抱き合わせ販売をしたり、差別的な待遇を行うこと。
- 独占禁止法執行機関が決定するその他の濫用行為。

独占禁止法に基づき提起された最近の訴訟を見ると、市場支配的地位の濫用を構成しうる独占的行為の範囲は、独占禁止法第17条に具体的に規定されていない行為も含まれるよう、人民法院により広く解釈される可能性がある。独占禁止法第17条7号が、当局によって決定されるその他の市場支配的地位の濫用行為に関する「キャッチオール条項」になっているからである。

独占禁止法第50条に基づく訴訟の実体的要件

独占禁止法第50条および中国民事訴訟法の関連条項によると、個人または法人は、以下の要件を満たす場合、事業者に対して民事責任を追及する権利を有する。

- i. 個人または法人が損害を被ったこと。
- ii. 事業者が独占禁止法に反する独占的行為を行ったこと。
- iii. 個人または法人の損害がかかる独占的行為に起因すること。

要件(i)は、現実に損害を被った者のみが訴訟を提起する権利を有することを要求している。一般的に、この領域における最近の訴訟は、差別的な待遇を理由とした中国网通の事件や、不当に高い価格を理由とした中国石油化工股份有限公司北京支社に対する事件等、専ら「公共の利益代表」という形式を取っている。これらの各訴訟は、中国の弁護士が、各被告に対して自分自身が消費者であるという立場で提起しており、独占禁止法が、巨大企業および国有企業の行動をどの程度規制できるのかについての試金石に使う、という明白な意図を持っている。なお、中国においては、公益団体が訴訟の当事者資格を持たないことは留意すべきだろう。

要件(ii)が成立するためには、原告は、被告が独占禁止法における「事業者」としての資格を有し、かつ、被告の行為が独占禁止法で禁じられる独占的行為の三態様の一つに該当することを立証する必要がある。独占禁止法における支配的地位の推定は、事業者が50%の市場シェアを有する場合に生じる。最近の幾つかの訴訟において、原告は、被告が市場支配的地位を有することを示すために、被告が50%以上の市場シェアを有することを立証する証拠を提出した。別の事件では、原告がこの点につき明確な証拠を提出することなく、単に支配的地位の存在を推定しているだけのケースもみられる。人民法院が、支配的地位の証拠として、このような原告側が提出した「推定」にそもそも依拠するか否か、依拠するとしてどの程度依拠するのかについては、明らかではない。

下記の表は、最近の訴訟において申し立てられた独占的行為である。

被告	申し立てられた独占的行為
百度	原告が、被告の提供する検索結果ランキングサービスについて、より安いサービスを選んだことにより、検索結果に表示される原告のウェブサイトへのリンク数を制限された。
盛大ネットワーク	第三者に対して、競合先との取引関係を終了させた。
中国移动通信集团北京有限公司（北京移動）および中国移动通信集团公司	既存顧客に対して、通常料金に加えて毎月のレンタル費用を請求する一方で、新規顧客に対しては当該費用を請求しなかった。
中国石油化工股份有限公司北京支社	不当に高い価格の請求。
中国网通（集团）有限公司北京支社	固定電話の設置を申請する北京戸籍非保有者に対し、(i)北京戸籍を有する保証人の提供、または電話料金の先払いの要求、(ii)優遇サービスや割引を与えない、といった差別的待遇。
重慶市保険業協会	2006年に重慶市保険業協会が開催した業界の会合で決定された「自主規約」により、自動車保険料を固定した。

要件(iii)は、因果関係の立証を必要とする。要件(iii)を満たすには、「あれなければこれなし」テスト（すなわち、「被告による独占的行為がなければ、原告は損害を被らなかつたであろう」）をクリアしなければならない。最近の事件のほとんどは因果関係の存在が明らかであるが、取引関係への干渉が絡む盛大ネットワークの事件はその例外である。原告が、取引先による取引関係の終了と、競合先による市場支配的地位の濫用との間の因果関係を証明するには、相当な困難が伴うと思われる。

独占禁止法に基づく訴訟手続上の問題

独占禁止法第50条は、個人および法人に訴訟を提起し損害賠償を請求する権利を与えている。中国网通が訴訟の中で主張している、独占禁止法の下では個人加入者は訴訟を提起する当事者適格を有さず、消費者保護法によって適切な救済を求めべきとの反論は、注目すべきである。

独占禁止法に基づく訴訟の手続・実体両面の複雑な問題と、競争に関する事件と知的財産に関する事件との間の緊密な関係に鑑み、最高人民法院は、2008年7月に独占禁止法の施行に関して通知を公布した。これによると、競争法関連の紛争および不正競争行為の一部は、人民法院の知的財産部の管轄とされた。さらにこの通知は、独占禁止法の案件を審理するために、専門法廷を設置するべきであると提案している。この通知に従い、2008年12月、上海市第二中级人民法院は、独占禁止法に基づく競争に関する事件を審理するために、知的財産および行政法の経験を持つ裁判官による専門法廷を設置した。成都中级人民法院は、2009年4月、知的財産部の下に、競争法に関する事件のための合議法廷を設置した。また、同通知は、人民法院への独立した訴訟の提起を認めた。すなわち、個人および法人による民事訴訟は、事前の関連当局による独占禁止法違反の行政決定を経ることなく提起することが可能である。人民法院により受理された最近の訴訟を見ても、人民法院は実際に、こういった独立の訴訟の審理を既に行っている。

独占禁止法第50条に基づく請求は、不法行為に基づく請求である。かかる請求は、被告所在地の人民法院に対して訴訟を提起する必要があるというのが原則であるものの、そうではなくて、独占的行為が発生した、または発生している場所の人民法院に対して訴訟を提起することもできる。被告が外国企業の場合、関連する契約の作成地もしくは履行地、紛争の目的物の所在地、財産の所在地、不法行為が発生した場所、または被告の中国における駐在事務所の所在地の人民法院に対して、訴訟を提起することができる。

独占禁止法に基づく訴訟で得られる救済には、損害賠償と差止命令が含まれる。一般的に、独占禁止法に基づく訴訟において差止の仮処分命令を取得するのは極めて困難である。なぜなら、中国法において差止の仮処分は、特別な緊急の場合（差止の仮処分命令を下さなければ、原告の生計が危険にさらされるか、または原告が企業の場合には破産するといった場合）、および、特定の知的財産権侵害の事件に対してのみ与えられるためである。

まとめ

独占禁止法の執行のために行政当局の手続とは独立に民事訴訟を提起できることは、中国政府による競争の確保への努力の証左である。この分野で提起される民事訴訟の数は、今後更に増加が予想される。これらの訴訟により、市場支配的地位の濫用（多数の国有企業によるものを含む）への抑止効果が働くが、その一方で、当局による法執行の優先順位は依然として不明のままである。公共の利益代表に準ずる立場から提起される独占禁止法に基づく民事訴訟を、うまく利用しようとする政府の意図は明らかである。多国籍企業は、中国の大企業（民営・国有を問わず）と同様に、明らかなターゲットになっており、独占禁止法が施行されたことを真剣に受け止め、中国での取引実務を入念に再検討してコンプライアンスを徹底する必要がある。

独占禁止法は、独占的行為とは何かに関する基本的ルールのみを定めている。より詳細な独占禁止法の実施規則についても、既に、商務部、国家工商行政管理総局、国家発展改革委員会の三つの独占禁止法執行機関から、パブリックコメント募集のため公表されている。幾つかの訴訟において、原告側は、独占禁止法に明記されて

いない行為（たとえば第三者の契約への干渉）も独占禁止法第17条に違反し、市場支配的地位の濫用を構成しようと主張している。

現段階では、独占禁止法が、その実施規則（関連行政機関および人民法院が現在検討中である）とともに、訴訟においてどのように解釈され運用されるかを述べるのは時期尚早である。

人民法院は、独占禁止法に基づく競争に関する事件が複雑かつ重要であることを認識しており、そのような事件を審理するための専門家を募り、専門法廷を設置している。最高人民法院は、2009年末までに、独占禁止法の法執行手続きを明確にする司法解釈を公布するものと見られる。

お問い合わせ

木内 潤三郎
東京オフィス パートナー
T +81 3 3584 8500
E junzaburo.kiuchi@freshfields.com

マイケル・ハン
北京オフィス パートナー
T +8610 6535 4525
E michael.han@freshfields.com

Freshfields Bruckhaus Deringer Law Office and Freshfields Bruckhaus Deringer Foreign Law Office (Joint Enterprise) are the Japanese affiliates of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP. Freshfields Bruckhaus Deringer LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC334789. It is regulated by the Solicitors Regulation Authority. For regulatory information please refer to www.freshfields.com/support/legalnotice. Any reference to a partner means a member, or a consultant or employee with equivalent standing and qualifications, of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP or any of its affiliated firms or entities.